

和光市議会の個人情報の保護に関する条例（案）について

個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、新たに和光市議会における個人情報の保護に関する条例の制定を準備しています。つきましては、条例制定に当たっての基本的な考え方（条例（案））を説明します。

1 条例制定の経緯

このたび、個人情報の保護に関する法律が改正され、令和5年4月から、民間・行政機関・独立行政法人等の個人情報の保護に関する法律が一本化されるとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても、改正後の個人情報の保護に関する法律（以下「新保護法」という。）による全国的な共通ルールが適用されることになりました。

和光市においても、現行の個人情報保護条例（以下「現行条例」という。）を廃止し、新保護法の施行条例を制定する予定ですが、新保護法において議会は、国会や裁判所と同様に、自律的な対応のもと個人情報の保護が図られることが望ましいとのことから、新保護法が定める規律の適用対象から除外されることになりました。

しかし、現行条例では、議会も条例の実施機関とされており、新保護法の施行後も引き続き自律的な措置を講じる必要があると考え、新たに和光市議会における個人情報の保護に関する条例を制定したいと考えています。

2 条例制定に当たっての基本的な考え方

- ・ 本条例の構成、条文等は、新保護法及び市の条例との整合性を勘案し、基本的に同法の各条文に対応したものとします。
- ・ 議会が保有する個人情報としては、本会議等の傍聴の受付簿や退職議員を含む議員の経歴など、議会事務局が取得し、保有する個人情報を想定しています。

議員が取得・保有する個人情報については、

- ①議員が議会活動（本会議や委員会での活動）を行う場合においては、議会事務局の職員が関わらずに議員単独で作成・取得する個人情報は想定しがたいこと
- ②議員が議員活動（市政に関する調査研究、研修、住民相談その他の活動）を行う場合においては、議員単独で作成・取得する個人情報も想定されますが、議員の職務の範囲は広汎かつ法令上明確でないこと

これらの情報を条例の規制対象に含めると、議員活動に対し過度に広汎な規制となるおそれがあるため、本条例が対象とする保有個人情報には含みません。

また、同様の考え方から、本条例による責務・罰則の適用範囲は、議会事務局の職

員とし、議員を含みません。

本条例において、機関として負うべき義務が課される場合の主体は、「議会」とします。一方、個人情報に係る開示決定処分など具体的な行為を行う場合の主体については、「議会」とすると議決が必要となり、過大な手続と時間を要し、かえって住民の利益を害することとなるため、「議長」とします。

3 条例の骨子

和光市議会の個人情報の保護に関する条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 個人情報等の取扱い（第4条—第16条）
- 第3章 個人情報ファイル（第17条）
- 第4章 開示、訂正及び利用停止
 - 第1節 開示（第18条—第30条）
 - 第2節 訂正（第31条—第37条）
 - 第3節 利用停止（第38条—第43条）
 - 第4節 審査請求（第44条—第46条）
- 第5章 雑則（第47条—第52条）
- 第6章 罰則（第53条—第57条）

(1) 目的

本市議会における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護すること。

(2) 用語の定義

ア 「個人情報」

生存する個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するもの

- ・ 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画、電磁的記録に記載・記録され、又は音声、動作等で表された一切の事項）により特定の個人を識別できるもの
- ・ 個人識別符号（DNAなどの生体情報やパスポート番号など）が含まれるもの

イ 「要配慮個人情報」

人種、信条、社会的身分など本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する個人情報

ウ 「保有個人情報」

議会事務局の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報で、職員が組織的に利

用するものとして、議会が保有しているもの（行政文書に記録されているものに限る。）

エ 「個人情報ファイル」

保有個人情報の集合体であって、電子機器に保存されるデータベースや、紙資料であっても五十音順に記載されているなど容易に検索できるよう体系的に整理されているもの

オ 「仮名加工情報」

他の情報と照合しない限り特定の個人を識別できないよう個人情報を加工した情報

カ 「匿名加工情報」

特定の個人を識別できないように個人情報を加工した情報で、当該個人情報を復元できないようにしたもの。仮名個人情報より加工度が高い。

※ 議会の保有個人情報を加工して、仮名加工情報や匿名加工情報を作成し、流通させることは想定されないが、仮名加工情報や匿名加工情報を受領する可能性があるため、定義を設ける。

キ 「個人関連情報」

生存する個人に関する情報で、個人情報、仮名・匿名加工情報のいずれにも該当しないもの（インターネットにおける閲覧履歴など）

ク 「特定個人情報」

マイナンバーを含む個人情報

ケ 「保有特定個人情報」

マイナンバーを含む保有個人情報

(3) 議会の責務

議会は、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講じることとする。

(4) 個人情報等の取扱い

ア 個人情報の保有・取得の制限等

- ・ 個人情報の保有に当たっては、議会の権限に属する事務を遂行するため必要な場合に限る。かつ、利用目的をできるだけ特定するとともに、必要以上に保有してはならない。
- ・ 利用目的を変更する場合は、変更前の利用目的と相当の関連性があると合理的に認められる範囲を超えてはならない。
- ・ 本人から個人情報を取得する場合は、人の生命等の保護のために緊急に必要があるときなどの例外を除き、あらかじめ本人に利用目的を明示する。
- ・ 個人情報の不適正利用や不正の手段による取得を禁止する。
- ・ 保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努める。

イ 個人情報の管理

- ・ 保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じる。議会の個人情報の取扱いの委託を受けた者にも準用する。
- ・ 個人情報の取扱いに従事する職員・元職員、委託業務の従事者・元従事者、派遣労働者・元派遣労働者（以下「職員等」という。）について、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。
- ・ 保有個人情報の漏えいなど個人の権利利益を害するおそれ大きい事態が発生した場合は、原則として本人に通知を行う。

ウ 個人情報の利用・提供の制限

- ・ 法令に基づく場合や下記の例外を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

【利用・提供できる場合】

- 本人の同意があるとき、本人に提供するとき。
- 法令に基づき事務遂行に必要な限度で内部において利用する場合で、利用に相当の理由があるとき。
- 市長その他の執行機関、他の地方公共団体の機関、国の機関等に提供する場合で、利用に相当の理由があるとき。
- 統計作成、学術研究その他提供について特別の理由があるとき。
- ・ 保有特定個人情報の利用・提供については、いわゆる「マイナンバー法」と同様の制限を設ける。
- ・ 議会の保有個人情報や個人関連情報を提供する場合は、提供を受ける者に対し、利用目的や方法などに制限を付し、漏えい防止その他の適正管理のために必要な措置を講じるよう求めることができる。

エ 仮名・匿名加工情報の取扱い

- ・ 法令に基づく場合を除き、仮名加工情報を第三者に提供することを禁止するとともに、取り扱う仮名加工情報の漏えい防止その他安全管理のために必要かつ適正な措置を講じる。また、本人識別のために削除情報等（※）を取得し、仮名加工情報と照合することや、仮名加工情報に含まれる連絡先等を利用することを禁止する。

※ 削除情報等：仮名加工情報の作成のために用いられた個人情報から削除された記述等・匿名加工情報の取扱いについても、安全管理のために必要かつ適正な措置を講じる。また、本人識別のために削除情報等を取得し、匿名加工情報と照合することを禁止する。

- ・ 仮名・匿名加工情報の取扱いに係るルールは、議会の個人情報の取扱いの委託

を受けた者にも準用する。

(5) 個人情報ファイル簿の作成・公表

下記の例外を除き、議会が保有する個人情報ファイルについて、その名称や利用目的などを記載した個人情報ファイル簿を作成し、公表しなければならない。

【個人情報ファイル簿を作成・公表しなくてよい場合】

- 議会事務局の議員・元議員、職員・元職員に係る人事関係情報
- 試験的なもの、1年以内に消去するもの
- 資料・物品・金銭の送付等の相手方の氏名、住所等
- 職員が学術研究のために作成・取得し、利用するもの
- 議長が定める数（1,000件とする見込み）に満たないもの

(6) 開示、訂正及び利用停止

議会が保有する自己を本人とする保有個人情報の開示、その内容が事実でないと思料する場合の訂正（追加又は削除を含む。）及び利用目的を超えた個人情報の保有や不適正利用など、本条例における義務違反があると思料する場合の利用の停止、消去又は提供の停止（以下これらを「利用停止」という。）について定める。

ア 請求権者

本人、法定代理人又は本人の委任による代理人とする。

イ 手続

- ・ 請求者の氏名及び住所、請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項等を記載した書面を議長に提出して行う。
- ・ 訂正請求、利用停止請求は、開示を受けた日から90日以内に行う。

ウ 請求に対する措置

開示、訂正及び利用停止の請求があったときは、これらをする／しないの決定をし、請求者に対しその旨を書面にて通知する。

(7) 開示請求の場合

- ・ 不開示情報を除き、開示しなければならない。

【不開示情報】

- 開示請求者本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがあるもの
- 開示請求者以外の個人情報で、特定の個人を識別できるもの
- 法人等の情報で、当該法人等の権利、競争上の地位等を害するおそれがあるもの
- 国の機関、地方公共団体等での審議、検討、協議に関する情報で開示することにより不当に混乱を生じさせるおそれがあるもの
- 国の機関、地方公共団体等の事務、事業に関する情報で、適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるもの

不開示情報を容易に除ける場合は、除いた部分を開示しなければならない。

- ・ 個人の権利利益保護のため特に必要なときは、不開示情報であっても裁量的に開示できる。
- ・ 保有個人情報の存否を答えるだけで不開示情報を開示することとなる場合は、その存否を明らかにせず、開示請求を拒否できる。

(イ) 訂正請求の場合

訂正請求に理由があるときは、当該請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報を訂正する。

(ロ) 利用停止請求の場合

利用停止請求に理由があるときは、議会における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で当該保有個人情報の利用を停止する。

エ 決定の期限

- ・ 請求があった日から 14 日以内（事務処理上困難な場合等は 30 日以内で延長可）
- ・ 大量請求など通常業務に著しく支障がある場合や、決定までに長期間を要する場合は、相当期間内に決定すれば足りることとする。
- ・ 正副議長がともに欠けている期間の日数は、算入しない。

オ 第三者に対する意見書提出の機会の付与

- ・ 開示請求に係る保有個人情報に国、地方公共団体等及び請求者以外（以下「第三者」という。）の情報が含まれる場合は、当該第三者に対し意見書を提出する機会を与えることができる。また、その情報が人の生命等に関するものであるときや裁量的開示を行うときは、当該機会を与えなければならない。
- ・ 反対意見が提出された場合において、開示を決定するときは、決定から開示までは少なくとも 2 週間を置くとともに、意見書を提出した第三者に開示する理由等を書面で通知しなければならない。

カ 開示方法

保有個人情報が文書又は図画で記録されている場合は、閲覧又は写しの交付により開示する。電磁的記録の場合は、議長が定める方法により開示する。

キ 開示請求に係る手数料等

手数料は無料とするが、写しの作成及び送付に要する費用の負担を求める。

(7) 審査請求

開示、訂正及び利用停止に係る決定や、これらの請求に係る不作為について審査請求があった場合は、不適法却下の場合などの例外を除き、（仮称）和光市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問する。

(8) その他

- ・ 分類・整理が未了で大量にある保有個人情報（専ら不開示情報）で、検索が著しく困難なものについては、開示、訂正及び利用停止に係る規定は適用されない。

- ・ 開示請求等をしようとする者に対し、利便を考慮した適切な措置を講ずる。
- ・ 個人情報、仮名・匿名加工情報の取扱いに関する苦情に対して迅速な処理に努める。
- ・ 個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴く必要があるときは、審査会に諮問することができる。

(9) 罰則

ア 職員等が正当な理由なく、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイルを提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

イ 業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

ウ 職権を濫用して、職務外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

エ 偽りその他不正な手段により、保有個人情報の開示を受けた場合は、5万円以下の過料に処する。

4 施行期日（予定）

条例は、12月定例会での審議・議決を経て、制定します。施行期日は、新保護法の施行日と同じ、令和5年4月1日を予定しています。

また、条例の実施に必要な事項については、令和5年3月まで議長が別に施行規程を定めることを予定しています。